

埼玉県医師会有床診療所連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、埼玉県医師会有床診療所連絡協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、埼玉県医師会内に置く。

(構 成)

第3条 本会は、埼玉県医師会会員で埼玉県内有床診療所開設・管理する者及びそこに勤務する者で構成する。また、有床診療所問題に关心のある埼玉県医師会員も会員となることができる。

第4条 本会の会員は、全国有床診療所連絡協議会の会員を兼ねるものとする。

(事 業)

第5条 本会は、次の事業を行う。

1. 有床診療所の管理運営及び施設の改善向上に関する事業
2. 資料の収集、調査、研究に関する事業
3. 研修・講演会に関する事業
4. 他の有床診療所関連団体との交流、情報交換並びに協力に関する事業
5. その他必要な事項

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置き総会において会員の中より選出する。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 若干名
4. 監事 2名

理事は各郡市医師会より1名推薦を受けた者とし、埼玉県医師会長が推薦する者を理事に委嘱する。

第7条 会長は、会務を遂行し、本会を代表すると共に、会議の議長となる。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

理事は、会務の審議遂行を補佐し、各地区との連携を保つ。

監事は会務及び財産状況を監査する。

第8条 役員の任期は2年とし、その期間は埼玉県医師会役員と同じにする。

第9条 本会に参与・名誉会長を置くことができ、会長が推薦する。

(会議)

第10条 総会は、毎年1回会長が召集する。次に掲げる事項の議決または承認は、総会の議を得なければならない。

1. 事業計画並びに収支の予算及び決算に関する事項
2. 会則の変更に関する事項

第11条 臨時総会は、必要に応じ会長が召集することができる。

第12条 役員会は、役員をもって構成し、会長が召集する。
次の事項は、役員会の議決を得なければならない。

1. 総会に提案すべき事項
2. 会務執行に関する事項
3. 会長が特に必要と認める事項

第13条 議決は、すべて出席者の過半数をもってしなければならない。

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。
会費は毎年4月に徴収する。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

附 則

1. 本会則は平成11年3月23日より施行する。
2. 本会則は平成14年7月16日定例総会で一部改正する。
3. 本会則は平成16年8月5日定例総会で一部改正する。